

○明るい職場づくりの推進に関する訓令

平成 4 年 9 月 5 日

警察本部訓令第 29 号

警 察 本 部 長

明るい職場づくりの推進に関する訓令を次のように定める。

明るい職場づくりの推進に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、職員の提案及び相互の意見交換を促進することにより、職員の士気の高揚を図り、もって明るい魅力ある職場づくりを推進することを目的とする。

(職員の心構え及び提案)

第 2 条 職員は、常に勤務環境の改善及び業務の合理化等に意を用いるとともに、積極的に提案及び相互の意見交換を行い、明るい職場づくりに努めなければならない。

2 提案は、第 4 条第 2 項に規定する議長に対し、議長が指示する方法により行うものとする。

一部改正〔平成28年第10号〕

(協議会の設置及び任務)

第 3 条 所属に、職員の提案及び相互の意見交換の機関として、明るい職場づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議することを任務とする。

- (1) 職場の一体感を醸成するような明るい施策に関すること。
- (2) 勤務条件及び勤務制度の改善に関すること。
- (3) 施設、装備等の充実改善に関すること。
- (4) 福利厚生の実施及び余暇利用に関すること。
- (5) 業務の合理化及び省力化に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、明るい魅力ある職場づくりの推進に関すること。

(協議会の組織)

第 4 条 協議会は、議長及び協議員をもって構成する。

2 議長は、次席又は次席の指定する警察職員をもって充てる。

3 議長は、原則として所属職員数の10パーセントから15パーセントの範囲内で協議員の数を定めることができる。この場合において、議長は階級区分等に応じた合理的な協議会の構成

に努めるとともに、職員が積極的に提案を行えるように配慮しなければならない。

4 職員は、議長の定める基準に従い、協議員を互選により選出するものとする。

5 協議員の任期は原則として1年とする。ただし、協議員は再任することができる。

一部改正〔平成28年第10号〕

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、所属長の承認を得て議長が招集し、議事を主宰するものとし、四半期に1回以上の開催に努めなければならない。

2 協議会の会議においては、提案の募集、提案の検討結果の伝達その他第3条第2号各号に掲げる事項に関する協議を行う。

3 議長は、必要があると認めるとき、又は職員の申出があったときは、協議員以外の職員を会議に出席させ、資料の提出又は意見を求めることができる。

4 職員は、協議会の会議の開催を議長に対して申請することができる。

一部改正〔平成15年第6号、19年第41号、23年第33号、26年第25号、27年第31号、28年第10号〕

(提案の募集等)

第6条 提案の募集は、協議会の会議の開催にかかわらず、議長が毎月1回以上行い、募集結果を所属長に報告しなければならない。

2 協議会に提案箱等を設置して提案を募集している場合は、匿名の提案についてもこれを受理するものとする。

追加〔平成28年第10号〕

(所属長の措置)

第7条 所属長は、前条第1項の報告を受理したときは、速やかに幹部会議を開催し、その内容を検討の上、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 所属において改善措置をとることが必要と認める事項について、速やかに整備改善し、その結果を所属職員に周知すること。

(2) 前号において、改善措置をとることが必要と認められなかった事項についても、その検討結果を所属職員に周知すること。

(3) 職員の提案のうち、協議会の意見として、次条に規定する明るい職場づくり推進委員会における審議を必要と認めるものについて、提案票(様式第1号)により、第9条に規定

する委員長に電子メールを利用して報告すること。

2 所属長は、必要があると認めるときは、協議会に出席することができる。

3 所属長は、協議会の適正かつ円滑な運営について、必要な助言と指導に努めなければならない。

一部改正〔平成15年第6号、28年第10号〕

（委員会の設置及び任務）

第8条 警察本部に、明るい職場づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、協議会の提案に関する諸方策について審議するとともに、明るい職場づくりの総合的かつ能率的な推進を図ることを任務とする。

一部改正〔平成28年第10号〕

（委員会の組織）

第9条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には警務部長を、副委員長には警務部警務課長を、委員には総務部総務課長、同部文書課長、同部情報管理課長、同部財務局会計課長、同局施設課長、同局装備課長、警務部監察官室長、同部教養課長、同部厚生課長、生活安全部生活安全総務課長、地域部地域総務課長、刑事部刑事総務課長、交通部交通総務課長及び警備部公安第一課長をもって充てる。

一部改正〔平成15年第6号、17年第11号、19年第30号、28年第10号、30年第8号〕

（委員会の運営）

第10条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の職員を委員会の審議に出席させ、資料の提出又は意見を求めることができる。

4 委員長は、協議会からの提案のうち、委員会での審議を必要と認めたものを除いては、第14条に規定する幹事会に付議し、その結果をもって委員会の審議に代えることができる。

5 委員長は、協議会から匿名の提案を受理したとき、又は第13条に規定する目安箱に提出された匿名の提案を受理したときは、第19条に規定する表彰の手續から除外することができる。

一部改正〔平成15年第6号、28年第10号〕

（掲示板への掲示）

第11条 委員長は、協議会からの提案のうち、委員会で審議し、又は第14条に規定する幹事会

に付議する必要があると認めたものを、埼玉県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和6年埼玉県警察本部訓令第27号）第3条第8号に規定する埼玉県警察WANシステムの電子掲示板（以下「掲示板」という。）に掲示するものとする。

追加〔平成15年第6号〕、一部改正〔平成28年第10号、令和6年第28号〕

（提案に対する意見の提出及び掲示）

第12条 職員は、前条により掲示された提案に対し、意見票（様式第2号）により、委員長に電子メールを利用して意見又は代替案を提出することができる。ただし、提出できる期間は、当該提案の掲示の日から2週間とする。

2 委員長は、前項の意見又は代替案を受理したときは、掲示板に当該意見又は代替案を掲示するものとする。この場合において、当該意見又は代替案の提出者の所属及び氏名は、掲示しない。

追加〔平成15年第6号〕、一部改正〔平成28年第10号〕

（目安箱に対する意見の提出及び掲示）

第13条 職員は、意見・要望票（様式第3号）により、委員長に電子メールを利用して直接意見、要望を提出することができる。

2 委員長は、前項の意見・要望票を受理したときは、委員会で審議し、又は幹事に付議する必要がある場合に限り、当該意見、要望を掲示板に掲示するものとする。

追加〔平成15年第6号〕、一部改正〔平成28年第10号〕

（幹事会）

第14条 委員会に幹事会を置く。

2 幹事会の会長（以下「幹事長」という。）には警務部警務課長を、幹事には総務部総務課次席、同部文書課次席、同部情報管理課次席、同部財務局会計課次席、同局施設課次席、同局装備課次席、警務部警務課次席、同部監察官室次席、同部教養課次席、同部厚生課次席、生活安全部生活安全総務課次席、地域部地域総務課次席、刑事部刑事総務課次席、交通部交通総務課次席、警備部公安第一課次席、警務部警務課企画調整室長及び同部警務課主席調査官（人事）をもって充てる。

3 幹事会の会議は、原則として毎年1回以上開催し、幹事長が議事を主宰するとともに、審議の結果等を委員長に報告するものとする。

4 幹事会は、委員会から付議された提案について、審議を行うものとする。

なお、幹事長は、特に必要があると認めるときは、幹事以外の職員を幹事会の審議に出席させ、資料の提出又は意見を求めることができる。

- 5 前項の場合において、幹事長が当該事務を主管する警察本部の主管課長（以下「主管課長」という。）の検討を要すると認める提案については、あらかじめ、当該主管課長に対して、検討を依頼するものとする。この場合において、依頼は、提案及び意見票を当該主管課長に、電子メールを利用し送付して行うものとする。

一部改正〔平成15年第6号、17年第11号、19年第30号、28年第10号、30年第8号〕

（検討の依頼及び検討結果の回答）

第15条 幹事長から前条第5項の検討を依頼された主管課長は、速やかに検討を行うものとする。

- 2 幹事長は、提案内容が複数の主管課長の事務に及ぶ場合には、必要に応じ関係する主管課長を招集し、必要な協議及び検討を行うものとする。
- 3 主管課長は、検討の依頼を受理後おおむね2か月以内に検討結果回答書（様式第4号）により、幹事長に電子メールを利用して回答するものとする。ただし、前項の場合には、関係する各主管課間における必要な協議及び検討が終了した後回答するものとする。
- 4 幹事長は、前項の検討結果の回答を受理したときは、掲示板に当該回答を掲示するものとする。

一部改正〔平成15年第6号、28年第10号〕

（検討結果の回答に対する意見の提出・掲示）

第16条 職員は、掲示板に掲示された検討結果の回答に対し、意見票により、委員長に電子メールを利用して意見を提出することができる。ただし、提出できる期間は、当該検討結果の掲示の日から2週間とする。

- 2 第12条第2項の規定は、前項の意見を受理したときに準用する。
- 3 委員長は、第1項の意見により、検討結果の見直しが必要と認めるときは、当該検討結果の回答をした主管課長に対し、再検討させることができる。

追加〔平成15年第6号、28年第10号〕

（報告）

第17条 委員長は、委員会及び幹事会の審議結果の概要等について、警察本部長に報告するものとする。

一部改正〔平成28年第10号〕

（審議結果の掲示）

第18条 委員長は、委員会及び幹事会の審議結果を、1年間掲示板に掲示するものとする。

一部改正〔平成15年第6号、28年第10号〕

（表彰）

第19条 委員長は、優秀な提案をした者又は明るい職場づくりのための提案制度を積極的に推進した所属について、表彰基準（別表）に従い表彰することができる。

2 委員長は、特に優秀と認められる提案をした者については、警察本部長表彰の手続きをとることができる。

3 委員長は、提案に対して積極的に取り組み、改善等を推進した所属又は職員について、表彰することができる。

一部改正〔平成15年第6号、28年第10号〕

（庶務）

第20条 協議会の庶務は所属の庶務係又は警務係、委員会及び幹事会の庶務は、警務部警務課において処理する。

一部改正〔平成28年第10号〕

附 則

この訓令は、平成12年4月10日から施行する。

附 則（平成15年3月14日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成19年9月25日から施行する。

附 則（平成19年11月30日警察本部訓令第42号）

この訓令は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成23年11月15日警察本部訓令第33号）

この訓令は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月6日警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成27年7月6日から施行する。

附 則（平成28年3月28日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月30日警察本部訓令第28号）

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

【様式別表省略】